

浜松市意見表明等支援事業業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

浜松市意見表明等支援事業

2 目的

一時保護や措置されているこどもは、虐待経験や障害等をはじめとした様々な背景や事情により自己の内心に混乱や葛藤、自己不一致を抱えており、自身の意見を形成し、表明することが困難なケースが多くある。そういったこどもの意見形成及び意見表明、関係機関への代弁等を支援することにより、こどもの意見表明権を保障するとともに、こどものセルフアドボカシーをエンパワメントするもの。

3 履行対象施設

浜松市内にある以下の施設とする。

- ・一時保護所
- ・児童養護施設（本体施設のみ）
- ・その他委託者と協議して決定した施設

4 履行期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

本事業の受託者は以下の業務を実施する。

この業務は、この仕様書のほか、「「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」及び「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」について」（令和5年12月26日こ支虐224号こども家庭庁支援局長通知）に基づき実施すること。

（1）意見表明等支援事業

ア．意見表明等支援

履行対象施設等に一時保護又は措置されている児童を定期的に訪問して関係を築き、中立的な立場からこどもの権利を分かりやすく説明した上で、こどもの意見の形成及び表明を促し、こどもの意向に応じて関係機関への代弁等を行う。また、こどもの意見表明結果や市が設置する専門部会の意見等を踏まえた関係機関の対応を促進するための連絡調整、こどもへのフィードバックなどを実施する。

① 意見表明等支援の実施方法・頻度

こどもが意見表明等支援を受ける機会を適切に確保するため、こどもにとって面談しやすい曜日や時間帯となるよう実施日時を工夫すること。

こどもからの意見表明等支援の要請を適切に捉えるために、電話や手紙、SNS 等の多様なアクセス手段を確保すること。

意見表明等支援員は複数名で履行施設を訪問し、訪問先での様々なこどものニーズに対応できる体制で活動すること。

施設への訪問は、一時保護所は月に 1 回以上、児童養護施設は一施設につき 2 か月に 1 回以上とする。

こどもの年齢や発達の状況等に応じて、紙芝居や動画、カード等の様々な資料を活用し、こどもの意見表明を促す工夫を行うこと。

② 意見表明への対応

こどもが関係機関への意見表明を希望した場合には、こどもが希望する方法において意見表明を支援し、必要に応じて代弁等を行うこと。代弁等の方法については、こどもの意向を確認しつつ、その内容に応じて関係機関へ面談、電話、メール等適切な方法を選択すること。こどもから意見表明を受けてから概ね 2 週間以内に代弁等を行うこと。

こどもが浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童権利擁護部会（以下、「児童権利擁護部会」という。）への付議を希望する場合についても必要な手続き等の支援を行うこと。

受託者及び意見表明等支援員は、こどもから把握した情報について、児童福祉法第 34 条の 7 の 2 第 5 項において守秘義務を負う。こどもが関係機関への代弁等を希望する場合には、代弁する内容と秘匿する情報について、詳細にこどもと確認しておくこと。なお、こどもの生命が危険にさらされている、犯罪に巻き込まれるおそれが高いなど、重大な侵害が及ぶ懸念があるときはこの限りではない。

③ 記録の作成・保管

意見表明等支援事業において実施したこどもとの面談内容や支援の内容に関しては、意見表明等支援員等が記録の作成を行うこと。また、記録が漏洩・紛失しないように厳重に管理すること。

イ. 意見表明等支援事業についての評価及び検証

年に 1 回、年度末を目途に、措置されている児童及び施設長、ケア提供者等を対象として、アンケートや聴き取り等の方法により、権利擁護に係る事業や取り組みに関する理解度や利用度、満足度等を調査すること。アンケート調査を実施するにあたり、必ず別表 1 の項目を聴き取ること。

事業や取り組みの評価及び検証結果を「評価・検証報告書」（任意様式）により委託者に提出すること。報告書の作成に当たっては、別表 2 の内容を記載すること。

評価及び検証にあたっては、「次期都道府県社会的養育推進計画におけるこどもの権利擁護の取組の評価のための指標等に基づく意見表明等支援事業等の評価及び検証について」（令和 6 年 5 月 20 日付けこども家庭庁支援局虐待防止対策課事務連絡）及び

「次期都道府県社会的養育推進計画におけるこどもの権利擁護の取組の評価のための指標の設定等について（再周知）」（令和 6 年 1 1 月 2 7 日付けこども家庭庁支援局虐待防止対策課事務連絡）を参考にすること。

必要に応じて、児童権利擁護部会に参加し、事業報告を行うこと。

（２）こどもの権利や権利擁護のための仕組みに関する周知啓発

ア．こどもに対する権利や権利擁護の仕組みの周知啓発

こどもに対して、自身が有している権利や権利擁護の仕組み、利用方法を案内する周知啓発を行うこと。また、こどもが権利に関する知識・態度・スキルを高めるための学びの機会を設けること。

こどもが意見表明等支援事業を利用しやすくなるように、意見表明等支援員の存在や役割について、こどもの年齢や特性に配慮し、必要に応じて絵や図、パンフレット、権利ノート等を活用しながら十分に説明・周知を行うこと。こどもが意見表明等支援事業の目的や利用方法について確認すること。

こどもに対する周知啓発や学びの機会の提供について、各施設年 1 回以上実施すること。

イ．関係者・関係機関への周知啓発や理解醸成

児童相談所や一時保護所、施設等の児童福祉関係機関の関係者に対して、こどもの権利擁護の観点から児童福祉法や子どもの権利条約の理解を深めるための研修機会の提供等の啓発に取り組むこと。また、意見表明等支援事業の意義や意見表明等支援員の役割について、周知・説明を行い、関係者の不安や負担感の軽減に努めること。

関係機関への研修機会の提供や周知・説明について各施設年 1 回以上実施すること。また、児童相談所に対して定期的な訪問等により事業の円滑な実施ができるよう連携を行うこと。訪問の頻度については児童相談所と調整すること。

6 関係書類の提出

受託者は、本事業の実施に当たり、契約書に定める届出等と共に、本仕様書の指定様式に基づき次の関係書類を作成し、委託者に指定部数提出するものとする。

（１）契約書第 11 条に定める委託費の支払いを受ける場合の請求書の様式及び提出部数

委託費請求書	（様式第 1 号）	1 部
--------	-----------	-----

（２）契約書第 7 条の委託費収支予算書の様式及び提出部数

委託費収支予算書	（様式第 2 号）	1 部
----------	-----------	-----

（３）契約書第 9 条の委託業務実績報告書及び委託費収支決算書の様式及び提出部数

委託費収支決算書	（様式第 2 号）	1 部
----------	-----------	-----

委託業務実績報告書（月毎）	（様式第 3 ～ 6 号）	1 部
---------------	---------------	-----

(4) 仕様書 5 (1) イの評価・検証報告書の様式及び提出部数

評価・検証報告書

(任意様式)

1 部

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、本委託業務を行うに当たっては、以下に掲げる事項を遵守するとともに、個人情報の保護に関する法律に基づき、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

ア 業務従事者への教育の実施

受託者は業務従事者に対して、個人情報の保護に関する法律を周知し、在職中及び退職後において、業務による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護のために必要な教育を行い、これらの事項を遵守させなければならない。

イ 事故発生時の報告

個人情報の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、直ちに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) 守秘義務

受託者は、契約の履行に際して知り得た秘密を契約の存続期間は言うに及ばず、契約の終了後及び解除後においても、他人に漏えいしてはならない。

(3) 保険の加入

意見表明等支援事業の実施に係る事故等への賠償保険加入や事後対応は、受託者の責任において行うこと。

(4) 帳票類の整備

ア 受託事業者は、事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録、その他必要と認める帳票類を整備し、保管期間は10年間とする。

イ 市長は、受託事業者に対し、帳票類等の提出、サービスの内容の確認等について、必要な調査を実施することができる。

8 業務の引継ぎ

この契約の履行期間が満了するとき又は契約書に基づく契約の解除があるときは、受託者は、業務の遂行に関する留意事項等を取りまとめた引継書を作成し、委託者に引き渡すものとする。

なお、委託者が引継未完了と認めた場合は、委託期間終了後であっても無償で引継ぎを

行うこと。委託者は、受託者が上記の規定に違反し損害が生じた場合には、受託者に対しその損害額の賠償を求めることができる。

9 その他

- (1) 受託者は、委託業務の実施に当たっては、労働関係諸法令その他関係法令を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。
- (2) 本業務の実施に当たっては、委託者と連携を密にし、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議の上、これを処理する。
- (3) 本業務により得られたデータ及び成果品は、浜松市に帰属するものとし、許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (4) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (5) 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (6) この仕様書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議の上、別途定めるものとする。

様式第 1 号

委託費請求書

金 円

ただし、令和 年 月 日付けで締結した浜松市意見表明等支援事業業務委託契約書第 11 条に基づく委託費として、上記のとおり請求します。

年 月 日

浜松市長 中野 祐介

所在地	
名 称	
代表者	

口座振替先	金融機関名	
	支 店 名	
	口 座 種 別	
	口 座 番 号	
	口 座 名 義	

様式第 2 号

委託費収支予算（決算）書

1 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算（決算）額	備考

2 支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算（決算）額	備考

様式第3号

浜松市意見表明等支援 実績報告（ 月分）

	訪問日時		訪問先	従事者氏名	面接児童数	備考
1	年 月 日	時 分 ～ 時 分				
2	年 月 日	時 分 ～ 時 分				
3	年 月 日	時 分 ～ 時 分				
4	年 月 日	時 分 ～ 時 分				
5	年 月 日	時 分 ～ 時 分				
6	年 月 日	時 分 ～ 時 分				
7	年 月 日	時 分 ～ 時 分				
8	年 月 日	時 分 ～ 時 分				
9	年 月 日	時 分 ～ 時 分				
10	年 月 日	時 分 ～ 時 分				
計						

様式第4号

意見表明等支援事業 受付及び対応状況

1 訪問回数及び受付（面接）人数

[illegible]

2 意見表明件数

[illegible]

3 年代別受付（面接）人数内訳

[illegible]

4 意見の累計別件数

[illegible]

様式第 5 号

意見表明等支援事業 こどもの意見及び対応一覧（ 年 月分）

施設名	
-----	--

No.	日付	学年	意見の概要	意見表明 希望の有無	意見表明先	対応	備考
例	○月○日	小学生	早く家に帰りたい。あと何回親と面会すれば良いのかを教えてほしい。	有	児童相談所	意見表明等支援員同席のもと、担当 CW に意見伝達。	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							

- ・本様式は対象施設ごとに作成すること。
- ・学年については、年少未満、年少、年中、年長、小学生、中学生、高校生、その他から選択すること。（所属がない場合は年齢相当の学年を選択）
- ・意見表明希望の有無については、有または無から選択すること。
- ・意見表明先は、児童相談所、一時保護所、施設（里親・FH 含む）から選択すること。
- ・行が不足する場合は適宜挿入すること。

様式第 6 号

こどもの権利や権利擁護のための仕組みに関する周知啓発報告書（ 年度分）

（１）こどもに対する周知啓発等の状況

No.	実施日	参加人数	内容	資料

（２）関係者、関係機関に対する周知啓発の状況

No.	実施日	参加人数	内容	資料

※周知啓発に使用した資料等がある場合には添付してください。
※行が不足する場合は適宜挿入すること。

別表 1

1. こどもアンケート

対象者：措置されているすべての児童

(1) 意見表明等支援事業の対象となっている施設

No.	設問	選択肢
①	あなたはどこで暮らしていますか	一時保護所・里親家庭・ファミリーホーム・児童養護施設・その他（） ※障害児施設等、実施する施設に応じて選択肢を追加・削除してください。
②	あなたの学年を教えてください	小学 1～3 年生・小学 4～6 年生・中学生・高校生・その他（）
③	あなたの気持ちを聞いてくれる人はいいますか	いる・いない・わからない
③ -1	※③で「いる」と答えた人 聞いてくれる人は誰ですか。当てはまる人すべてに○をつけてください。	友達・学校の先生・家族、親戚・施設の先生・里親・児童相談所の職員・カウンセラー・意見表明等支援員・その他（）
④	日ごろ、どのくらい、気持ちや意見を聞いてもらえていると感じますか。	たくさん聞いてもらえている・すこし聞いてもらえている・あまり聞いてもらえていない・聞いてもらえていない・わからない
⑤	日ごろ、あなたの気持ちや意見は大切にされていると感じますか。	大切にされている・大切にされていない・わからない
⑥	あなたの気持ちや意見を伝えた人から、あなたの気持ちや意見について、どのように対応するか説明されていますか	説明されている・説明されていない・わからない
⑦	意見表明等支援員を知っていますか	知っている・知らない
⑧	※⑦で「知っている」と答えた人 意見表明等支援員と話したいとき・会いたいとき、周りの人に伝えることはできますか	伝えられる・伝えられない・わからない
⑨	※⑦で「知っている」と答えた人 意見表明等支援員にあなたの気持ちを聞いてもらったことがありますか	聞いてもらったことがある・聞いてもらったことがない。
⑩	※⑨で「聞いてもらったことがある」と答えた人 意見表明等支援員にあなたの気持ちを言えましたか	たくさん言えた・少し言えた・あまり言えなかった・言えなかった・わからない
⑪	※⑨で「聞いてもらったことがある」と答えた人 意見表明等支援員に伝えたあなたの気持ちを伝えたい相手はいますか	いる・いない
⑫	※⑪で「いる」と答えた人 あなたの気持ちや意見を⑪の相手に意見表明等支援員から伝えてほしいと思いました	伝えてほしいと思った・伝えてほしくないと思った・聞いてほしかっただけ
⑬	※⑫で「伝えてほしいと思った」と答えた人 意見表明等支援員はあなたの気持ちや意見を⑪の相手に伝えてくれましたか	伝えてくれた・伝えてくれなかった・わからない

⑭	※⑫で「伝えてほしいと思った」と答えた人 あなたの気持ちを受けて、⑪の人がどのように対応するか聞きましたか	聞いた・聞いていない・わからない
⑮	※⑨で「聞いてもらったことがある」と答えた人 意見表明等支援員に伝えたあなたの気持ちや意見は大切にされていると感じますか	大切にされていると感じる・大切にされていないと感じる・わからない
⑯	※⑨で「聞いてもらったことがある」と答えた人 意見表明等支援委に気持ちや意見を言えてよかったですか	とてもよかった・よかった・そうでもなかった・よくなかった
⑰	意見表明等支援員があなたの気持ちや意見を聞く仕組みについて、アンケートできいたことのほかに、伝えたいことがあれば自由に書いてください。書きたくない場合、書かなくてもよいです。	自由記述
⑱	あなたの名前を書きたい場合は書いてください。書きたくない場合は書かなくてもよいです。	自由記述

(2) 意見表明等支援事業の対象となっていない施設

No.	設問	選択肢
設問①～⑥までは意見表明等支援事業の対象となっている施設と同様		
⑦	施設に設置してある意見箱を知っていますか	知っている・知らない
⑧	※⑦で「知っている」と答えた人 意見箱に意見や気持ちを入れたいとき、周りの人に伝えることはできますか	伝えられる・伝えられない・わからない
⑨	※⑦で「知っている」と答えた人 意見箱にあなたの意見や気持ちを入れたことがありますか	入れたことがある・入れたことがない
⑩	※⑨で「入れたことがある」と答えた人 あなたの意見や気持ちを受けて、施設の人是对応してくれましたか	対応してくれた・対応してくれなかった・わからない
⑪	※⑨で「入れたことがある」と答えた人 意見箱に入れたあなたの意見や気持ちは大切にされていると感じますか	大切にされていると感じる・大切にされていないと感じる・わからない
⑫	※⑨で「入れたことがある」と答えた人 意見箱の意見や気持ちを入れてよかったですか	とてもよかった・よかった・そうでもなかった・よくなかった
⑬	あなたの気持ちや意見を聞く仕組みについて、アンケートできいたことのほかに、伝えたいことがあれば自由に書	自由記述

	いてください。書きたくない場合、書かなくてもよいです。	
⑭	あなたの名前を書きたい場合は書いてください。書きたくない場合は書かなくてもよいです。	自由記述

2. 施設長アンケート

対象者：施設長若しくは意見表明等支援事業の担当者（各施設1名）

No.	設問	選択肢
①	意見表明等支援事業について、こどもに対して説明していますか	説明している・説明していない
①	※①で「説明している」と答えた場合 -1 説明したこどもの数、説明方法	記述
②	意見表明等支援事業について、職員に対して説明していますか	説明している・説明していない
②	※②で「説明している」と答えた場合 -1 説明した職員の数、説明方法	記述
③	意見表明等支援事業について、あなたはその仕組みについてどの程度知っていますか	よく知っている・知っている・あまり知らない・知らない
④	こどもが意見表明等支援事業の利用を希望した時、利用方法を説明できる職員はいますか	ほとんどの職員が説明できる・管理者、事業担当者が説明できる・直接処遇に関わる職員が説明できる・意見表明等支援員が説明するため、職員は説明していない・その他（）
⑤	意見表明等支援員に表明された意見についての対応とその理由を、施設から表明した本人に説明していますか	対応と理由を説明している・対応は説明しているが、理由は説明していない・対応と理由を説明していない・対応と理由は意見表明等支援員が説明している・その他（）
⑥	意見表明等支援事業はあなたの施設のこどもの権利擁護に役立っていると思いますか	とても役立っている・役立っている・あまり役立っていない・まったく役立っていない・わからない
⑦	意見表明等支援事業を導入後、こどもが日ごろから意見を言うようになったと思いますか	よく言うようになった・言うようになった・変わらない・あまり言わなくなった・言わなくなった
⑧	あなたの所属を教えてください	一時保護所・里親家庭・ファミリーホーム・児童養護施設・その他（） ※障害児施設等、実施する施設に応じて選択肢を追加・削除してください。
⑨	あなたの役職を教えてください	施設長・意見表明等支援事業の担当者・その他（）
⑩	あなたの所属先の名称をご記入ください	記述

3. ケア提供者アンケート

対象者：意見表明等支援事業を実施している施設でこどもの養育・処遇に携わっているすべての職員

No.	設問	選択肢
①	意見表明等支援事業について、事業概要や利用方法（こどもが意見表明した	よく知っている・知っている・あまり知らない・知らない

	いと考えている場合の対応など)を知っていますか	
②	こどもが意見表明等支援事業の利用を希望した時、あなたは事業概要や利用方法を説明できますか	説明できる・説明できない・説明していない(意見表明等支援員が説明する)
③	意見表明等支援事業は入所・養育しているこどもの権利擁護に役立っていると思いますか。	とても役立っている・役立っている・あまり役立っていない・まったく役立っていない
④	意見表明等支援事業を導入後、入所・養育しているこどもが日ごろから意見を言うようになったと思いますか	よく言うようになった・言うようになった・変わらない・あまり言わなくなった
⑤	あなたの所属を教えてください	一時保護所・里親家庭・ファミリーホーム・児童養護施設・その他() ※障害児施設等、実施する施設に応じて選択肢を追加・削除してください。
⑥	あなたの役職を教えてください	基幹的職員・主任児童指導員、主任保育士・その他()
⑦	意見表明等支援事業をより良い事業とするため、ご意見等があれば記載ください	自由記述

4. 里親アンケート

対象者：意見表明等支援事業の対象となっている里親・ファミリーホームでこどもの養育に携わっている者

No.	設問	選択肢
①	意見表明等支援事業について、事業概要や利用方法(こどもが意見表明したいと考えている場合の対応など)を知っていますか	よく知っている・知っている・あまり知らない・知らない
②	こどもが意見表明等支援事業の利用を希望した時、あなたは事業概要や利用方法を説明できますか	説明できる・説明できない・説明していない(意見表明等支援員が説明する)
③	意見表明等支援事業は入所・養育しているこどもの権利擁護に役立っていると思いますか	とても役立っている・役立っている・あまり役立っていない・まったく役立っていない
④	意見表明等支援事業を導入後、入所・養育しているこどもが日ごろから意見を言うようになったと思いますか	よく言うようになった・言うようになった・変わらない・あまり言わなくなった
⑤	あなたの属性を教えてください	里親・ファミリーホーム養育者・ファミリーホーム補助者・その他()
⑥	意見表明等支援事業をより良い事業とするため、ご意見等があれば記載ください	自由記述

5. 意見表明等支援員アンケート

対象者：意見表明等支援員

No.	設問	選択肢
①	担当施設・里親家庭・ファミリーホーム等へのくらの頻度で訪問していますか	週に1回程度・月に2～3回程度・半年に2～3回程度・半年に1回程度・年に1回程度・その他(具体的な頻度：)

②	対象年度中に担当施設等へそれぞれ何回、訪問しましたか	一時保護施設（__回）・児童養護施設（__回）・その他（）（__回） ※障害児施設等、実施する施設に応じて選択肢を追加・削除してください。
③	あなたから見て、担当施設の職員等は意見表明等支援事業をよく理解していると思いますか	とてもよく理解している・よく理解している・あまり理解していない・まったく理解していない
③ -1	そう感じる理由を教えてください	記述
④	対象年度中に対応したこどもに対して、平均すると、どの程度効果的に意見表明等支援事業を行うことができたと思いますか	とてもうまくできた・うまくできた・あまりうまくできなかった・まったくうまくできなかった
⑤	対象年度中にあなたの関わりにより、こどもの権利擁護につながったと感じられた意見表明等支援の事例はどの程度ありましたか	ほとんどの事例で権利擁護につながった・おおむね半数の事例で権利擁護につながった・いくつかの事例で権利擁護につながった・ほとんどの事例で権利擁護につながっていない
⑥	対象年度中に判断に困ったり、対応方法に迷ったりした意見表明等支援の事例はありましたか	頻繁にあった・いくつかあった・あまりなかった・まったくなかった
⑦	意見表明等支援について、スーパービジョンを受けられる機会はどの程度ありますか	十分ある・ある程度ある・あまりない・まったくない
⑧	経験年数を教えてください ※今年度から携わるようになった場合は0年と記載ください	こどもを対象とした意見表明等支援__年 こども家庭福祉分野での相談援助業務__年
⑨	意見表明等支援事業をより良い事業とするため、ご意見等があれば記載ください	自由記述

※設問の趣旨や意図については、令和5年度こども・子育て推進調査研究事業「意見表明等支援事業における評価及び検証についての調査研究報告書」（令和6年3月：株式会社NTTデータ経営研究所）を参照すること。

別表 2

評価・検証報告書記載内容

(1) 評価のための指標

内容	単位	算式
意見表明等支援事業を利用したこどもの数	人	意見表明等支援員と面談したこどもの人数
意見表明等支援員の人数	人	意見表明等支援員の人数
意見表明等支援事業による訪問回数（施設種別）	施設	意見表明等支援員の訪問回数
児童養護施設	施設	
乳児院	施設	
障害児入所施設	施設	
意見表明等支援員への研修の回数	回	意見表明等支援員への研修の回数
養成研修（基礎講座・専門講座）	回	
修了後研修（フォローアップ研修・その他の追加研修）	回	
意見表明等支援員へのスーパービジョンや支援の振り返りの有無	有／無	－
意見表明等支援事業に関する説明を行ったこどもの人数	人	意見表明等支援事業に関する説明を行ったこどもの人数＋施設長アンケート①
意見表明等支援事業に関する説明方法	記述	－
意見表明等支援事業に関する説明を行った対象施設の数	施設	意見表明等支援事業に関する説明を行った対象施設の数
日ごろから意見を表明できるこどもの割合	%	こどもアンケート④で「聞いてもらえる」と答えた数／こどもアンケートの回答数
日ごろから意見を大切に扱われていると感じるこどもの割合	%	こどもアンケート⑤で「大切にされている」と答えた数／こどもアンケートの回答数
日ごろから意見についてどう対応するか説明を受けているこどもの割合	%	こどもアンケート⑥で「説明されている」と答えた数／こどもアンケートの回答数
意見表明等支援事業を認知しているこどもの割合	%	こどもアンケート⑦で「知っている」と答えた数／こどもアンケートの回答数
意見表明等支援事業を利用しやすいと感じるこどもの割合	%	こどもアンケート⑧で「伝えられる」と答えた数／こどもアンケートの回答数

意見表明等支援事業を利用することで意見を表明できたこどもの割合	%	こどもアンケート⑩で「言えた」と答えた数／こどもアンケート⑨で「聞いてもらったことがある」と答えた数
意見表明等支援事業による意見表明後の対応について説明を受けたこどもの割合	%	こどもアンケート⑭で「聞いた」と答えた数／こどもアンケート⑨で「聞いてもらったことがある」と答えた数
意見表明等支援事業を利用し、意見が大切に扱われたと感じるこどもの割合	%	こどもアンケート⑮で「大切にされている」と答えた数／こどもアンケート⑨で「聞いてもらったことがある」と答えた数
意見表明等支援事業を利用し、意見表明等支援に意見を言えて良かったと感じるこどもの割合	%	こどもアンケート⑯で「よかった」と答えた数／こどもアンケート⑨で「聞いてもらったことがある」と答えた数
意見表明等支援事業を理解している施設長等の割合	%	施設長アンケート③で「知っている」と答えた数／施設長アンケートの回答数
意見表明等支援事業を理解している施設職員の割合	%	ケア提供者アンケート①で「知っている」と答えた数／ケア提供者アンケートの回答数
意見表明等支援事業がこどもの権利擁護に役立つと感じる施設長等の割合	%	施設長アンケート⑥で「役立っている」と答えた数／施設長アンケートの回答数
意見表明等支援事業がこどもの権利擁護に役立つと感じる施設職員の割合	%	ケア提供者アンケート③で「役立っている」と答えた数／ケア提供者アンケートの回答数
意見表明等支援事業を導入後、こどもの日常的な意見表明が増えたと感じる施設長等の割合	%	施設長アンケート⑦で「言うようになった」と答えた数／施設長アンケートの回答数
意見表明等支援事業を導入後、こどもの日常的な意見表明が増えたと感じる施設職員の割合	%	ケア提供者アンケート④で「言うようになった」と答えた数／ケア提供者アンケートの回答数
意見表明等支援事業を導入した施設が事業を理解していると感じる意見陽明等支援員の割合	%	意見表明等支援員アンケート③で「よく理解している」と答えた数／意見表明等支援員アンケートの回答数

(2) 分析・考察

- ・ こどもの意見表明等支援事業の認知度及び普及促進について
- ・ こどもの意見表明等支援事業の利用度及びアクセシビリティについて
- ・ こどもの意見表明等支援事業の満足度及び質の向上について
- ・ こどもの権利擁護の実現について